

浄化槽設置費補助金申請の手続について

《補助金申請の流れ》

対象地域の確認

設置届等の提出

補助金交付申請書提出

交付決定通知

工事着工

中間検査

工事完了

工事完了・使用開始報告書提出

実績報告書の提出

完了検査

交付額の確定通知

請求書提出

補助金交付

補助金申請をする場合は、裏面の事項に留意のうえ、手続きを行ってください。補助金の申請受付は先着順で、市予算の範囲内となります。

【補助対象地域】

公共下水道認可区域及び農業集落排水処理施設対象区域を除く下野市行政区域。詳しくはお問い合わせください。

【補助金交付申請書添付書類】

(1)建築確認通知書の写し又は審査期間(10日間)を経過した浄化槽設置届の写し(2)浄化槽の構造図(3)設置場所の案内図(4)専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書(5)見積書の写し(6)登録浄化槽管理票C票及び登録証の写し(7)保証登録証(市町村用)(8)環境保全に関する誓約書(9)設備士免状(10)工事契約書の写し(11)放流先の承諾書等

敷地内処理装置を設置する場合は以下のものを添付してください。

(1)敷地内処理装置概要書及び維持管理誓約書(2)敷地内処理装置の構造図

【中間検査について】

底盤コンクリート打設後、浄化槽据付時に立会いますので日程が決まりましたら連絡してください。

【実績報告書添付書類】

(1)工事写真(日付入)(2)検査項目表(3)領収書の写し(4)法第7条検査依頼書写し(5)法第11条検査契約書の写し

※遅くとも2月末までに工事を完了し、3月中旬頃には書類を提出してください。

※請求書提出の際は交付決定通知の写しを添付してください。

※廃止する浄化槽がある場合は浄化槽廃止届

【完了検査について】

使用開始後、浄化槽設備士立会いのもと完了検査を実施します。実際水を流し接続を確認しますので、なるべく設置者の立会いもお願いいたします。

【補助金交付について】

完了検査後、約1ヶ月で指定の口座に振り込みいたします。

= 留意事項 =

- 補助金申請は必ず工事着工前に行ってください。(工事着工後に申請された場合、補助金は交付されません)
- 浄化槽工事は補助金交付決定を受けてから行って下さい。
- 敷地内処理装置を設置する場合、下野市において審査済みのもの設置することとし、以下の条件を考慮の上工事を行ってください。
 1. 日照・通風が良好で、雨水等が流入する恐れがないか又は恐れのないような措置を講じた場所。
 2. 地下水位が地盤面下 1.5m 以上で湿潤でない場所。
 3. 処理施設と他施設の外周間の距離は以下のとおりとすること。
 - ア 隣地境界まで1m以上
 - イ 建築物まで1m以上
 - ウ 井戸その他の水源まで10m以上
- 中間検査・完了検査を実施しますので、事前に日程の調整をお願いします。
- 中間検査・完了検査には、必ず浄化槽設備士が立会ってください。
- 中間検査は、底盤コンクリート打設後、十分な養生期間(普通ポルトランドセメントの場合は5日間、早強ポルトランドセメントの場合は3日間)を設けた後に行います。浄化槽は立会い時に据え付けてください。
- 底盤を完成品とする場合は、証明書(強度・材質等)を提出してください。
- 完了検査は、浄化槽使用開始後行います。なるべく設置者の方にも立会っていただきます。
- 工事写真は、(一社)栃木県浄化槽協会の補助金制度提出工事写真例を参照してください。
※写真には必ず日付を入れてください。
- 申請・報告は速やかに行ってください。
- 廃止する浄化槽がある場合は、浄化槽廃止届を3部提出してください。